

入院などで移送を受けるとき

移送費（家族移送費）が支給されます

病気やけがの手術や治療のため、至急転院しなければならないと医師が認めた場合で、歩行が著しく困難な状態のときは、健保組合の承認により車代、運賃な

どの移送に要した費用の基準額が、移送費として支給されます。単なる転院のための交通費などは移送費の対象になりません。

こんなときに移送費が支給されます

移送費が支給されるのは、次のいずれにも該当すると健保組合が認めた場合です。

- 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- 患者が療養の原因である病気、けがにより移動が困難であること
- 緊急その他やむを得ない事情があること

一旦、診療所等で受診したものの、必要な手術設備や医療（入院）設備がないため、医師の承諾のもと設備等の完備している病院に転院し、緊急に手術・処置等を受け入院加療を行う必要がある場合に限られます。

手続き

まず、健保組合に連絡してください。その後、健保組合から送付された「移送費支給申請書」に費用の領収書の原本、医師の移送承認書の原本を添付して会社(人事部門)経由で健保組合へ届け出てください。

在宅医療を受けるとき

訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）が支給されます

自宅で継続して療養を必要とする人が、かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションの訪

問看護師などから療養上の世話や必要な補助を受けた場合、「訪問看護療養費」が支給されます。

支給額

支給額は7割です。当組合の付加給付として訪問看護療養費が支給される場合に、1か月の自己負担額の合計額（高額療養費は除く。）から25,000円を差し引いた額が、「訪問看護療養費付加金」「家族訪問看護療

養費付加金」として支給されます。ただし、算出した額が1,000円未満の場合は支給されません。また、100円未満の端数は切り捨てられます。